

第5節 農産物貿易交渉の動向

農産物貿易交渉に際しては、輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた対応が重要です。このため、基本計画においては、「WTO¹ ドーハ・ラウンド農業交渉については、今後とも「多様な農業の共存」という基本理念を保持し、我が国の食料輸入国としての立場を最大限に反映すべきことを念頭に置きながら、各国の農業が相互に発展することができる貿易ルールの確立を目指す。また、東アジア等における地域連携の推進に当たっては、我が国を含む関係国の食料の安定供給に資する取組を進めるとともに、EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）について、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組む」としています。

（WTO 農業交渉の状況）

平成 13（2001）年、カタールのドーハにおいて、農業、鉱工業、サービスの自由化、貿易円滑化、アンチダンピング等のルールの策定、強化等を含む包括的な貿易交渉である WTO ドーハ・ラウンドが開始されました。このうち、農業交渉は、関税削減等を目指す市場アクセス、貿易に歪曲^{わいきよくてき}的な影響を及ぼす施策の実質的な削減を目指す国内支持、輸出の競争力に歪曲的な影響を及ぼす補助金の撤廃を目指す輸出競争の3つの分野で行われ、平成 16（2004）年7月末には交渉の大枠となる「枠組み合意」が成立しました。その後、関税削減等の方式を決めるモダリティ交渉が行われ、平成 19（2007）年7月以降、議長が提示したモダリティ・テキストに基づく議論が続けられました。

平成 22（2010）年11月に行われた G20 ソウルサミットや APEC 首脳会議等において、平成 23（2011）年がドーハ・ラウンド妥結の「機会の窓」とされ、交渉の早期妥結への意思が確認されました。しかしながら、輸出国・輸入国、先進国・開発途上国間での市場アクセスの分野等をめぐっての相違から、平成 23（2011）年12月に開催された第8回 WTO 閣僚会議の議長総括文書において、ドーハ・ラウンド交渉が近い将来に一括合意することは難しいと認めつつ、部分合意も含めた新たな手法により打開の道を探ることとされました。

WTO 農業交渉において、我が国は、今後も「多様な農業の共存」を基本理念として、ドーハ・ラウンド交渉の前進と、WTO 体制の強化に向け、加盟国と積極的に議論していくこととしています。

1 [用語の解説] を参照

(EPA/FTA 交渉等の取組)

WTO ドーハ・ラウンド交渉の行方が不透明な中、世界的に経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) ¹ 網が拡大しており、1990 年代以降急速に増加しています (図 2-50)。

このような中、平成 22 (2010) 年 11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定され、「世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める」、「特に、政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらす EPA や広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」こととされました。

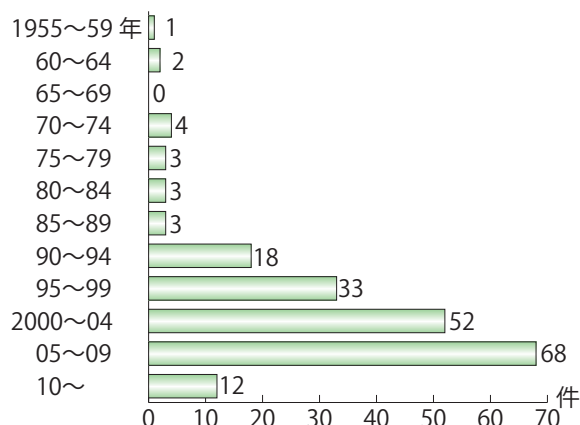
また、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災を受けて、平成 23 (2011) 年 5 月 17 日に閣議決定された「政策推進指針」において、EPA/FTA については、「FTAAP・EPA のための閣僚会合」において、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立等、国と国との絆の強化に関する基本的考え方を、震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討する」こととされました。

さらに、平成 23 (2011) 年 12 月 24 日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においては、「我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進める。具体的にはアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP ²) の実現に向け、日韓・日豪交渉を推進し、日中韓、ASEAN+3 ³、ASEAN+6 ⁴ といった広域経済連携の早期交渉開始等を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ (TPP ⁵) 協定については交渉参加に向けた関係国との協議を進める。また、日 EU 等の早期交渉開始を目指す」こととされました。

こうした中、我が国が EPA を締結した国・地域は、平成 23 (2011) 年 8 月 1 日に日インド EPA、平成 24 (2012) 年 3 月 1 日に日ペルー EPA がそれぞれ発効したことにより、合計 13 か国・地域となりました (図 2-51)。また、同年 4 月には日メキシコ EPA 改正議定書が発効しました。

また、EPA 交渉を実施中の豪州とは、震災の影響で交渉会合開催が延期されていましたが、平成 23 (2011) 年 12 月に第 13 回交渉会合、平成 24 (2012) 年 2 月に第 14 回交渉会合を行ったところです。韓国とは、平成 16 (2004) 年の第 6 回交渉会合以降交渉が中断されていますが、平成 22 (2010) 年 5 月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、これまで 2 回の局長級協議を開催したとこ

図 2-50 世界のEPA/FTA締結件数の推移



資料：(独) 日本貿易振興機構「ジェトロ世界貿易投資報告 2011」

注：1) WTO 通報ベースの地域貿易協定の件数を発効月ごとに集計

2) 平成 23 (2011) 年 6 月 1 日現在

1 [用語の解説] を参照

2 FTAAP は、Free Trade Area of the Asia-Pacific の略

3 参加国は ASEAN 及び日本、中国、韓国

4 参加国は ASEAN 及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド

5 TPP は、Trans-Pacific Partnership の略

ろです。このほか、湾岸協力理事会（GCC¹）とも現在交渉中です。

さらに、モンゴルとは、平成 22（2010）年 6 月から、共同研究を 3 回実施したのち、平成 23（2011）年 4 月に報告書を公表し、平成 24（2012）年 3 月の日モンゴル首脳会談において、日モンゴル EPA 交渉の開始に合意しました。カナダとは、平成 23 年（2011）3 月から、共同研究を 4 回実施したのち、平成 24（2012）年 3 月に報告書を公表し、同月の日カナダ首脳会談において、日カナダ EPA 交渉の開始に合意しました。EU とは、平成 23（2011）年 5 月の日 EU 定期首脳協議において、日 EU・EPA 交渉のためのプロセスを開始することで合意し、現在交渉の範囲と野心のレベルを定めるためのスコーピング協議を実施しているところです。コロンビアとは、平成 23（2011）年 9 月に、共同研究の立ち上げを決定し、同年 11 月から共同研究を 2 回実施したところです。

図 2-51 我が国の EPA / FTA の進捗状況

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
締結	シンガポール	☆(1月)	★(11月)			見直し交渉(4月～)	☆(3月)					
	メキシコ		◆(11月～)	(9月)☆	★(4月)	(4月～)	★(9月)	再協議(9月～)			☆(9月)★(4月)	
	マレーシア			◆(1月～)	(12月)☆		★(7月)					
	チリ					◆(2月～)	☆(3月)	★(9月)	再協議(11月～)			
	タイ			◆(2月～)		(4月)☆		★(11月)				
	インドネシア				◆(7月～)	(8月)☆		★(7月)				
	ブルネイ					◆(6月～)	☆(6月)	★(7月)				
	ASEAN 全体				◆(4月～)	(4月)☆		★(12月)				
	フィリピン			◆(2月～)			☆(9月)		★(12月)			
	スイス						◆(5月～)	(2月)☆	★(9月)			
	ベトナム						◆(1月～)		☆(12月)	★(10月)		
	インド						◆(1月～)			(2月)☆	★(8月)	
	ペルー								◆(5月～)	(5月)☆	★(3月)	
	交渉中	韓国		◆(12月～)								
GCC						◆(9月～)						
豪州							◆(4月～)					

資料：農林水産省作成

- 注：1) ASEAN 全体との EPA は、平成 20(2008)年 12 月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、平成 21(2009)年 1 月にブルネイ、2 月にマレーシア、6 月にタイ、12 月にカンボジア、平成 22(2010)年 7 月にフィリピンとの間で発効。未発効国はインドネシアのみ
- 2) 韓国とは、平成 16（2004）年 11 月以降交渉が中断。平成 22（2010）年 5 月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年 9 月には交渉再開に向けた第 1 回局長級協議、平成 23（2011）年 5 月には第 2 回局長級協議を開催

（アジア太平洋地域における広域経済連携の取組）

アジア太平洋地域における広域経済連携については、平成 22（2010）年 11 月に横浜で開催された APEC 首脳会議で、「アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) への道筋」が合意され、「FTAAP は、中でも ASEAN+3、ASEAN+6 及び、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定といった現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべき」とされました（図 2-52）。

こうした中、日中韓 FTA については、平成 23（2011）年 12 月に共同研究が終了し、平成 24（2012）年 3 月に報告書が公表されました。この結果は日中韓サミットに報告することとされています。

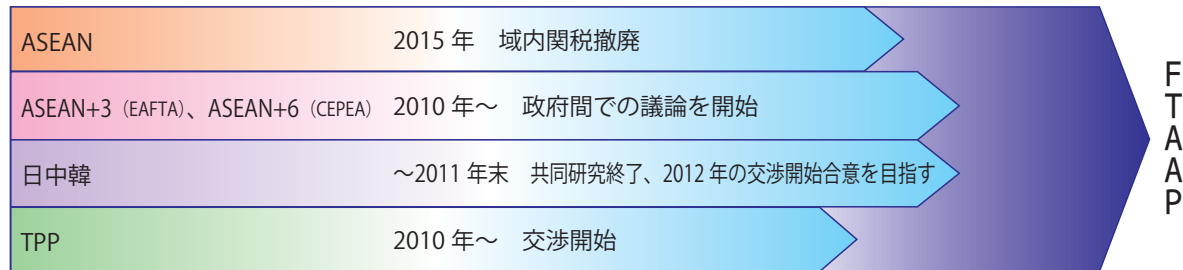
また、ASEAN+3 による東アジア自由貿易圏構想 (EAFTA²)、ASEAN+6 による東アジア

1 GCC は、Gulf Cooperation Council の略。加盟国はバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

2 EAFTA は、East Asia Free Trade Area の略

包括的経済連携構想（CEPEA¹）については、平成23（2011）年11月にインドネシアで開催されたASEAN+3首脳会議及び東アジアサミットにおいて、日中の共同提案を踏まえ、物品貿易、サービス貿易、投資の作業部会を新設するとのASEAN首脳会議の決定を歓迎し、平成24（2012）年の早期に作業部会を設置する方向となりました。

図2-52 アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想



資料：内閣官房作成（共同通信社・全国地方新聞社連合会主催「TPPをともに考える地方シンポジウム」において配布）

（TPP 協定交渉の概要）

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉は、平成18（2006）年に発効したP4協定の参加国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシアの計9か国が交渉中のEPA/FTAであり、平成24（2012）年3月現在、これまで11回の交渉会合が行われています（図2-53）。

図2-53 これまでのTPP協定交渉

環太平洋戦略的経済連携協定（通称P4）

- シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイによる経済連携協定（通称P4）発効（平成18（2006）年）

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉

- 第1回交渉会合（豪州、平成22（2010）年3月）
上記4か国に、米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8か国で、P4を発展させた広域経済連携協定を目指す交渉開始
- 第2回交渉会合（米国、6月）
- 第3回交渉会合（ブルネイ、10月）マレーシアが新規参加
- 第4回交渉会合（ニュージーランド、12月）
- 第5回交渉会合（チリ、平成23（2011）年2月）
- 第6回交渉会合（シンガポール、3月）
- 第7回交渉会合（ベトナム、6月）
- 第8回交渉会合（米国、9月）
- 第9回交渉会合（ペルー、10月）
- APEC首脳会議（米国（ハワイ）、11月）
※ 交渉参加9か国「TPPの輪郭」を発表
日本、カナダ、メキシコ 交渉参加に向けた関係国との協議入りを表明
- 第10回交渉会合（マレーシア、12月）
- 第11回交渉会合（豪州、平成24（2012）年3月）

資料：農林水産省作成

交渉においては、FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）やサービス貿易のみではなく、投資、競争、知的財産、政府調達等の非関税分野や、環境、労働、分野横断的事項等の新しい分野を含む21分野の包括的経済連携協定として交渉されています（表2-13）（表2-14）。

平成23（2011）年11月、米国・ホノルルで開催されたAPEC首脳会議に際して、TPP首脳会合が開催され「TPPの輪郭」が発表されました。

1 CEPEAは、Comprehensive Economic Partnership in East Asiaの略

表2-13 TPP 協定交渉における分野及び内容

交渉項目	内容
(1) 物品市場アクセス (農業、繊維・衣料品、工業)	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。
(2) 原産地規則	関税の減免の対象となる「締約国の原産品（＝締約国で生産された産品）」として認められる基準や証明制度等について定める。
(3) 貿易円滑化	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。
(4) SPS (衛生植物検疫)	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。
(5) TBT (貿易の技術的障害)	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6) 貿易救済 (セーフガード等)	ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）について定める。
(7) 政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。
(8) 知的財産	知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。
(9) 競争政策	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。
(10) 越境サービス	国境を越えるサービスの提供（サービス貿易）に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
(11) 商用関係者の移動	貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。
(12) 金融サービス	金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
(13) 電気通信サービス	電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。
(14) 電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
(15) 投資	内外投資家の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手續等について定める。
(16) 環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(17) 労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。
(18) 制度的事項	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。
(19) 紛争解決	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。
(20) 協力	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
(21) 分野横断的事項	複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

資料：外務省作成（平成23（2011）年12月外務省HP）

表2-14 既存のEPA/FTAとTPPの特徴

	既存のEPA/FTA	TPPの特徴
自由化対象 範囲・期間	<ul style="list-style-type: none"> WTO協定上、「実質上すべての貿易」の関税撤廃が必要 「実質上すべての貿易」についてWTO協定上の基準はないが、少なくとも、貿易の9割（貿易量または品目数）につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的 我が国が締結したEPAにおいては、双方向の貿易額の9割以上を10年以内に関税撤廃 なお、米国、EU等、先進国同士のFTAにおいては高い自由化水準を約束している。 	<p><i>TPP</i></p> <ul style="list-style-type: none"> どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明。原則10年以内の関税撤廃が必要と考えられる。 <p><i>P4協定等</i></p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、特段の定めがない限り「全ての関税を撤廃」。実際は、全品目の約8割が即時撤廃、その他は原則10年以内の段階的撤廃 米国の既存FTAでは、約8～9割が即時撤廃
自由化例外 (長期関税撤廃・引き下げを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 長期（10年超）関税撤廃や除外を含む「実質上すべての貿易」の例外について、WTO等で具体的要件が確立しているものではなく交渉次第 我が国が締結したFTAにおいては、自由化にカウントされない1割程度の品目について、除外・再協議等の例外的対応 	<p><i>TPP</i></p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉参加にあたって、自由化例外品目を提示しての交渉参加は認められない。 どの程度の例外が認められるかは、現段階では不明 <p><i>P4協定等</i></p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、①長期（10年超）関税撤廃はチリの一部乳製品のみ。②関税撤廃の例外は、チリの砂糖・同調製品の一部及びブルネイの酒・タバコ、火器、花火等のみ 米国の既存FTAでは、①10年超の関税撤廃は実質的に全品目数の0～3%程度。②除外は極めて限定的

資料：内閣官房「包括的経済連携の現状について」（抜粋）

(TPP 協定交渉に関する我が国の取組)

TPP 協定交渉に関する我が国の具体的取組としては、まず、平成 22 (2010) 年 11 月 9 日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」において、TPP について、「情報収集を進めながら対応していく必要がある、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」こととされ、豪州、ニュージーランド、シンガポール、米国、チリ、ペルー、マレーシア、ブルネイ、ベトナムに政府職員を派遣し情報収集を行いました。

平成 23 (2011) 年 8 月 15 日に閣議決定された「政策推進の全体像」においては、「被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」こととされました。

これを受けて政府内の FTAAP・EPA のための閣僚会合及び幹事会のほか、国会での審議や与野党の議論の場において、我が国の TPP への取組が議論されました。特に、民主党は経済連携プロジェクトチーム (PT) を立ち上げ、計 23 回の総会を開催し、TPP を中心とした議論を行い、11 月 9 日、「TPP への交渉参加の是非の判断に際しては、政府は、懸念事項に対する事実確認と国民への十分な情報提供を行い、同時に幅広い国民的議論を行うことが必要である」、「APEC 時の交渉参加表明については、党 PT の議論では、「時期尚早・表明すべきではない」と「表明すべき」の両論があったが、前者の立場に立つ発言が多かった」、「政府には、以上のことを十分に踏まえた上で、慎重に判断する」ことを提言しました。

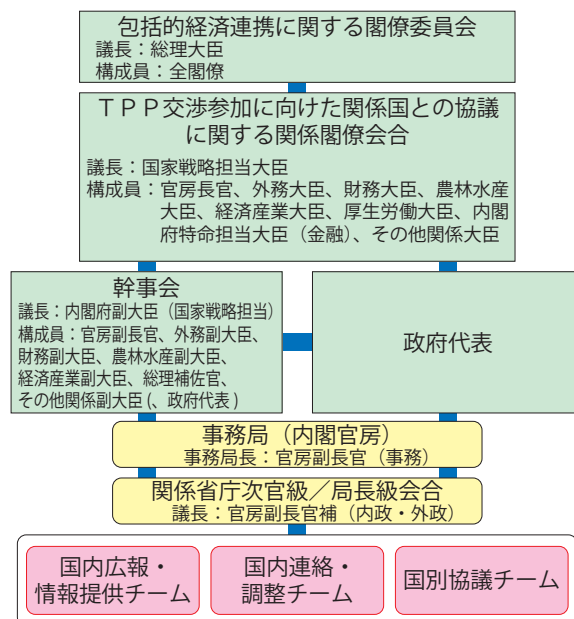
これらの議論を踏まえ、野田佳彦内閣総理大臣は、11 月 11 日に TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明、11 月 12～13 日に米国・ホノルルで開催された APEC 首脳会議において、関係国にその旨を伝達しました。協議に当たっては、各国が我が国に求めるものについてさらなる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPP についての結論を得ていくこととしています。

12 月 24 日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においても、「交渉参加に向けて関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、TPP についての結論を得る」こととしています。

このような状況を踏まえ、12 月 13 日に開催された第 1 回「TPP 交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合」において省庁横断体制が設置されました (図 2-54)。この体制に基づき、情報の収集及び収集した情報の提供に当たっては関係府省庁が連携・協力して対応し、地方説明会の開催やメディアへの広報等を通じて、幅広く国民各層に情報提供していくこととしています。

平成 24 (2012) 年 1 月に、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、2 月には米国、シンガポール、マレーシア、豪州、ニュージーランドへ関係省庁関係者を派遣し TPP 交渉参加に向けた関係国との協議を実施しています。

図 2-54 TPP 協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制



資料：国家戦略室作成